

静岡市清水地区L R T導入検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、L R T導入可能性調査業務の実施に当たり、清水地区におけるL R Tの導入に係る課題とその対応策について、関係者から意見を聴くため、静岡市清水地区L R T導入検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) L R T 次世代型路面電車システムをいう。
- (2) L R T導入可能性調査業務 静岡市へのL R T導入に関する提言書（平成23年12月27日静岡市L R T導入研究会作成）において示されたL R T沿線における利用者の確保その他のL R Tの導入に係る課題とその対応策を踏まえ、当該課題とその対応策について詳細に検討するとともに、L R Tの運行計画、路線計画その他基本的な仕様及び関連事業を検討し、市におけるL R T導入の可能性を調査する業務をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を取りまとめ、市長に対し意見を述べる。

- (1) L R T沿線における利用者の確保及び創出に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、L R T導入可能性調査業務の実施に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第4条 協議会は、会員12人以内をもって組織する。

2 会員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) L R Tに関し優れた識見を有する者
- (2) 清水地区の自治会、町内会等を代表する者
- (3) L R Tの導入に関し継続的に検討している団体の代表者
- (4) 清水地区の事業者及び経済団体の代表者
- (5) 交通事業者の代表

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、会員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第3条に規定する所掌事務が終了した時に、その効力を失う。